

令和3年6月30日招集

第13回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第13回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和3年6月30日午前9時30分から下記議案審議のため、第13回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 40 号議案 事業計画変更承認申請に対する可否決定について
- 第 41 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 42 号議案 農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

19番 永井尚文 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君 次長 美原 暁 君

○ 本日の会議に説明のため出席した農林課職員は次のとおりである。

農政係長 古川原元樹 君

議長(加茂重夫君)	(開会時刻:午前9時30分) 本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 これから穂肥の時期に入りますので、暑さ対策はしっかりして頂きたいと思います。 それでは議事に入ります。 報告いたします。 本日欠席の通告のありました農業委員は、19番永井尚文君であります。 ただ今の出席農業委員数は、18 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第 13回定例総会を開会いたします。 議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようでございますので、7番飯岡佐治雄君、9番近藤サチ子君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議長(加茂重夫君)	それでは議案の審議に入ります。 採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。 最初に、第 40 号議案 「事業計画変更承認申請に対する可否決定について」 第 41 号議案 「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について」 を関連がありますので一括上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局(大竹久範君)	それでは、議案の1ページをお開きください。 【議案第 40 号、第 41 号朗読後、説明】 第 40 号議案と第 41 議案の番号1は同一の申請地の転用事業に係る案件です。 議案書 1 ページの第 40 号議案は、当初計画人である譲渡人が当初に許可を得た転用事業の内容を変更することについて承認を得るための申請であり、議案書2ページの第 41 号議案の番号1は承継人が申請地を譲り受けて行う転用事業の実施について、許可を得るための申請となります。 この案件の申請地は、当初計画人が役員を務める法人に貸付ける倉庫を建築するため平成6年 10 月に転用許可を受け、売買により取得したのですが、景気の動向が不安定となり資金確保が困難となったため事業の実施に至らず経過し、今後も事業実施の見込みが無い状態となっていたものです。このたび、承継人が経営する事業において受注量の増加に対応するため、加工場を増設す

る用地を求めたものですが、現事業所の周辺に適当な用地が見当たらず、事業所から近い申請地を見出し、当初計画人と売買の合意にいたったため申請が行われたものです。

配布資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。

申請地の位置図です。申請地は、高須町二丁目のにいがた南蒲農業協同組合の北宮農センターが面した交差点から市道矢立境線を天神林方向に■■■■■■■■■■に進んだ位置に所在しています。2ページをご覧ください。申請地の案内図となります。申請地は市道の南西側に位置しており、市道との間に土地改良区が管理する排水路が面しています。また、申請地の南東側は農道を挟んで工場敷地が隣接し、北西側には、■■■■■■■■■■が隣接しています。3ページをご覧ください。申請地付近の更正図です。図面上に斜線で表示した部分が申請地となります。図面上の表示では、申請地の北西側の土地の所有者が加茂市となっていますが、現在は■■■■■■■■■■の所有となっており、■■■■■■■■■■の駐車場となります。4ページをご覧ください。建築する加工場等の配置を示した土地の利用計画図となっています。申請では、建築面積178.8平方メートルの加工場と駐車スペース11区画151.25平方メートルを整備する計画となっています。資料5ページは建設を予定する加工場の立面図となっています。

この案件について、まず、農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、

「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地の南東側に事業所や住宅地が連坦しており、宅地化の状況について住宅の用に供する施設が連坦している程度に発達している区域に近接する区域内にあることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、申請に係る農地に代えて周囲の他の土地を供することにより、事業の目的達成ができると認められる場合は、原則転用不許可となりますが、承継人の現事業所が住宅街に所在しており、周辺で工場用地として利用できる用地は申請地に代えて他に見当たらないことから許可可能と判断できます。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると融資で対応する計画となっており、金融機関が発行した融資証明により事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、利用計画図の加工場や駐車場の配置から見て申請の事業面積が必要であると考えられるため、妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の南西側

に田が隣接していますが、現状で耕作に支障が生じている様子は無く、計画されている転用事業の内容から営農に支障は生じないと判断できることや、申請地からの排水の適正な処理が計画されていることから、適正に転用事業が実施された場合は、周辺農地等への支障は無いと判断できます。

以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

次に、事業変更の承認基準について確認いたしますが、事業変更については6つの基準を満たさなければなりません。このうち、「変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること」、「変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること」、「変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること」の3つの承認基準については、先ほどの説明のとおり転用の許可基準の確認の中で要件を満たしていると判断できます。残りの3つ承認基準のうち「許可の取消し処分を行ってもその土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されることは認められないこと」については、当初の許可後に申請地の所有権が農業者ではない当初計画人に移っていることから、旧所有者へ返還して農地として利用することは現実的にはできないと判断できます。次に「許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないこと」については、当初計画人を取り巻く状況の変化により、図らずも申請地での事業実施を断念したもので、計画した転用事業を実現できなくなったのは、当初計画人の故意又は重大な過失には当たらないと判断できます。次に、「変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度、又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること」については、承継人において現有の加工場が飽和状態になっており、早急に加工場を増設したいというものであることから、緊急性及び必要性があると認められます。

以上によりまして、この案件は事業変更の承認基準についてもすべて満たしていると考えられます。

続きまして、第 41 号議案の番号3の申請についてご説明申し上げます。

番号3の申請地は、昭和 52 年2月に譲渡人の両親が住宅の建築と営んでいた事業に供する資材置場を設置するために転用許可を得て購入していますが、事業実施しないまま亡くなり、譲渡人に相続されています。このたび、申請地の近くで事業を行っている譲受人が申請地を譲受け、現在遠方で賃借している倉庫に代えて、倉庫を建築することとし、許可申請が行われたものです。

「農地転用関係申請位置図」の 10 ページをご覧ください。申請地は中興野地区の住宅街の一面に所在しており、にいがた南蒲農業協同組合の倉庫から西に XXXXXXXXXX の場所に位置しています。資料 11 ページの案内図をご覧ください。斜線で表示している部分が申請地です。申請地の周囲は住宅や事業所が連坦しています。資料 12 ページの申請地付近の更正図をご覧ください。図面上に斜線で表示している部分が申請地です。申請地の東側に点線で囲んである

土地は一体利用地となる雑種地となります。資料 13 ページの利用計画図をご覧ください。計画では、一体利用地と合わせての 997 平方メートルの敷地に、建築面積 236.25 平方メートルの倉庫の建築と社員用駐車場 14 台分を整備するとともに既存倉庫建築面積 15 平方メートルの継続利用を行う計画となっています。

この申請案件の内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、

「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画法の規定により定められた都市計画で、準工業地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され転用可能な農地です。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると融資及び自己資金で対応する計画となっており、資金調達の証明書類により事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、利用計画図により敷地に対する施設の大きさや配置及び駐車区画の配置から見て、妥当な規模であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の南側に排水路を挟んで畑が所在していますが、その位置や計画されている転用事業の内容から見て、耕作に支障が生じる恐れは無いと現地調査で判断されています。また、申請地は譲渡人の両親により当初住宅敷地等としての利用が計画されていたことから、申請地の南側に接している排水路との境界には、柵板が設置されており現状で土砂等の流出は生じていない事及び、適正な排水処理が計画されていることから事業実施後も周辺農地等に支障を及ぼすことは無いと判断できます。

以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たしていると考えられます。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。13番梅田守康委員。

13番(梅田守康君)

はい。

13番、梅田です。

6月23日に吉村委員と現地の調査を行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

はじめに、第40議案と第41号議案の番号1の申請地について報告します。申請地は造成が行われた状態で、隣接する [REDACTED] と同じ高さまで土砂が入っていました。周囲はコンクリート柵板により囲まれており、柵板からの土砂の流出はなく隣接する田の耕作や農道の利用に影響を及ぼしている様子はありませんでした。申請地には雑草が生えていましたが、草刈り

による管理が行われている様子でした。調査の立会人からアスファルト舗装を施工する際に柵板の補修が予定されていることや、市道から排水路を跨いだ上水の接続及び乗り入れ口となる橋の設置について土地改良区から同意を得ていることについて説明を受けました。汚水は合併浄化槽での処理が予定されており、雨水と同じく申請地脇の排水路へ放流される計画となっており、その経路を確認しました。申請地の現状から申請地において計画どおりに適正な事業が行われた場合は、周辺農地等への支障は生ずる恐れは無いものと考えられ、事業変更承認及び転用許可相当であると判断いたしました。

次に、第41号議案の番号2の申請地について報告します。

申請地は、[REDACTED]に隣接して所在しています。申請地は昨年まで、私の世帯で借受けて耕作していましたが、秋打ちまで行い、現在は休耕の状態となっています。申請地の周辺には田や譲渡人の畑が所在していますが、市道や段差で区分されており、現地の状況から見て転用事業の実施による耕作への支障は生じないと判断しました。申請地の雨水排水は自然浸透及び市道脇の水路への放流が予定されており、その位置と経路を確認しました。立会人の話では、申請地の事業実施に合わせ水路の改良が予定されており、事業実施によりこれまでよりも適正な排水ができるものと思われました。また、園児が立ち入る駐車場であることから、擁壁の設置をはじめとする各種安全対策も措置される計画となっており、それに伴い周辺へ及ぼす影響も少ないものと考えられました。以上の調査内容から転用事業の実施による周辺農地等への支障が生ずる恐れは無いものと考えられ、許可相当であると判断いたしました。

次に、第41号議案の番号3の申請について報告します。

申請地は住宅街の中にある土地で、造成まで終わっている状態でした。申請地は雑草に覆われていましたが、除草等の管理が行われている様子でした。申請地の北東の位置に既存のプレハブ倉庫の所在を確認しました。隣接する排水路との境界には柵板が設置されており、土砂等が流出していない事を確認しました。申請地は盛土により隣接する市道より高い位置にありましたが、立会人の説明では市道と同じ高さになる様に傾斜を付けて出入口にするとのことでした。計画では雨水排水は市道脇のL字型側溝を通じて南側の排水路へ放流する計画となっており、市道にその側溝の所在と経路を確認しました。申請地の南側に排水路を挟んで畑が所在していましたが、間に排水路を挟んでいることや計画されている転用事業の内容から見て、耕作に支障が生じる恐れは無いと判断しました。以上の調査内容から適正に事業が行われた場合は、転用事業の実施による周辺農地等への支障が生ずる恐れは無いものと考えられ、許可相当であると判断いたしました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議場(加茂重夫君)

無いようですので、農業委員による採決をいたします。

	第40号議案については承認、第41号議案については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
議長(加茂重夫君)	挙手、全員でありますので、第40号議案は承認、第41号議案については許可することに決定いたしました。 次に、第42号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見決定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
局長(大竹久範君)	第 42 号議案についてご説明申し上げます。 それでは、議案の4ページをお開きください。 【議案第42号朗読後、説明】 加茂市長より意見を求められている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、(以下、基本構想と言います。)農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針の内容に即して、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標及び農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標並びに経営改善を図ろうとする者への支援措置のあり方等について総合的に定めた計画で市町村が独自に定めるものです。また、基本構想は基盤強化促進法で規定された農業経営基盤強化促進事業、いわゆる利用集積計画の作成及び実施内容や認定農業者の認定等各種事業の実施方法を定めた準則的な性格を持っています。都道府県が策定する基本方針はおおむね5年ごとに、その後 10 年間について定めるとされており、今年の3月に内容の変更が行われました。このたび加茂市においても、県の基本方針の変更内容に則して、基本構想の変更を行うものです。 基本構想の変更内容については農林課に説明をお願いしてありますので、説明を代わります。
農林課 (古川原元樹君)	農林課農政係の古川原です。よろしくお願いいたします。第42号議案農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定、について説明させていただきます。 説明にあたりまして、資料ですが、A4縦の左上に「第42号議案関係資料－1」と書いてある「新潟県基本方針及び加茂市基本構想の変更内容について」というものと、A4横の左上に「第42号議案関係資料－3」と書いてある「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正新旧対照表(案)」を用いて説明をさせていただきます。 まず初めに、基本構想について口頭で簡単に説明いたします。今ほど事務局からも説明がありましたとおりで繰り返しになりますが、基本構想とは、今後、市で育成していこうとする効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施していく措置等を定めたものです。また、都道府県においても同様の方針が定められており、これを基本方針と言います。基本方針についてはおおむね5年ごとに見直すこととされており、また、基本構想については基本方針の期間につき定めるものとす

る、とされています。今回、県の基本方針が変更されたことに伴い、加茂市においても基本構想の変更を行うものです。この基本構想の変更については、基盤法の施行規則の中で、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴くこととされており、その変更内容についてご説明をさせていただきます。

それではA4縦の資料1「新潟県基本方針及び加茂市基本構想の変更について」をご覧ください。

まず1つ目の変更点として、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標に関してです。まず、県基本方針の変更点についてです。

新潟県では平成30年3月に策定した「にいがたAFFリーディングプラン」において、規模拡大や生産コストの低減、経営の多角化・複合化による経営基盤の強化を通じて担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開に向けた取組を進めることとしています。そんな中、今回の基本方針の変更については、○需要に応じた米づくり、○稲作経営体の園芸導入、○スマート農業の導入による自動化・省力化、を踏まえ、営農類型ごとの基本的指標について見直しが行われています。

それに伴い、市基本構想では、県の基本方針の変更内容と加茂市の現状を踏まえたうえ、県と同様に農業経営の指標について変更しました。それではですね、資料3の新旧対照表(案)を並べてご覧いただければと思います。新旧対照表の6ページをお開きください。6ページから15ページに営農類型ごとの経営指標が記載されています。これは1経営体当たりの所得目標600万円を確保するためには、このくらいの経営面積が必要です、という指標になります。前回の指標の見直しが平成18年であり、その後の米価下落の影響等により水稻においては、作付面積が大幅な増加となっています。また、面積の増加に当たり、需要に応じた米づくりを鑑み、非主食用米への取組を新たに加えました。水稻以外の作目においても、県基本方針における指標の見直しで用いた収入や支出の算出データを用いて経営規模の見直しを行っています。

次に、また資料1にお戻りください。

2つ目の変更点です。効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標及び効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標に関してです。

県基本方針では、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標として、担い手への集積率の目標を、前回、平成26年の基本方針変更時から、全耕地面積の90%に設定しており、今回も据え置いています。また、育成すべき経営体の目標については、県全体の令和元年度の現状値 6,386 経営体を踏まえ、目標値を 5,000 経営体から 7,000 経営体に引き上げています。

市基本構想についてですが、資料3新旧対照表(案)の16ページをご覧ください。中ほどの表の中、(1)面積のシェアという部分です。県は、市の基本構想における担い手への集積目標を県と同じ90%に設定するよう求めており、今回の

変更において70%から90%へ引き上げることとしました。率が高すぎるとお感じになるかもしれませんが、あくまで目標ということでご承知いただければと思います。次の17ページをご覧ください。営農類家ごとの育成すべき経営体の目標については、中身は少し変わりますが、合計の目標数については、現状において目標である150経営体に達していないため据え置くこととしました。

また資料1の2ページをお願いします。3つ目の変更点として、農地利用集積円滑化事業の記載個所についてです。

県基本方針及び市基本構想の中に、農地利用集積円滑化事業の推進についての記載がありました。令和2年4月に農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ一体化されたことに伴い、「農地利用集積円滑化事業に関する事項」を削除することになりました。資料3新旧対照表(案)の21ページをお開きください。21ページから25ページに、第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項として記載がありましたが、これを削除してあります。その他全体を通しまして農地利用集積円滑化事業に関する文言を削除してあります。

また資料1の2ページをお願いします。4 その他文言修正ということで、法律及び制度改正や市の現状を踏まえ文言の修正を行なっています。

以上で基本構想の変更内容の説明を終わります。ありがとうございました。

事務局及び農林課の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

7番飯岡です。

すごく面倒くさいのを作ってもらってありがとうございました。

まず、1つちょっと聞きたいんですけど、今、市の方で基本構想を作っていますよね。そっちのほうはどのように進んでいるか分かりませんが、今自分で言いましたけれど、何とかの変更、何とかの変更、それについては、そっちの構想と合致しているのか。

市の総合計画のことですよ。それらについても、基本的には、今、農家が減ってきている中で、担い手へ集積していく、それを進めて行くということで書いておりますし、基本構想の中でも集積率を上げていくと言うことで書いてありますので、その辺は合致していると思います。

個人的には、農家をもうちょっと助成してもらいたいなという気持ちなんです。事前に配られたのを見て、5年に1回変えるということですが、タイミング的には良いのかも知れませんが、農機具補助ですよ。資料3の所の3ページの右側1-4に、以前は農機具3割以内補助をしますよと言うふうに書いてあるのですが、その点については、まるっきり削除ですよ。

同じ4番の所に、兼業農家、零細農家、そう言うのを手厚くして、たとえば、元狭口であれば、元狭口の集落を皆で維持して行こうねと言っているのですが、たとえば担い手に預けられれば良いのですが、預けられない土地も有りますし、そういうふうな所を維持していくのはものすごく、とてつもない労力なり費用が掛かっていると思うんです。ちなみに、例えば学校を出て20歳くらいの人が、新しく農業に就きたいと言うときは、県なり市から補助金はどのくらい貰えるのでしょうか

議長(加茂重夫君)

7番(飯岡佐治雄君)

農林課
(古川原元樹君)

7番(飯岡佐治雄君)

議長(加茂重夫君)

局長(大竹久範君)

ね。

はい、事務局。

農機具補助につきましては、書いてないからと言って、やらないわけではなくて、今回は、県の指標に基づいて修正させて頂いたと言うことです。

新規就農者に対する補助につきましては、国の次世代資金、県で言うところの青年就農支援事業というのが有りまして、所得制限が有るのですが、世帯で600万円を超えたら停止になるのですが、就農して5年以内に認定新規就農者の認定を受けて、県の審査を通れば、上限150万円をもらえる事業がございます。ただ、農家子弟であれば、新しい作目を1つ新たにやらなければならないとか、いろんな縛りがあって、取り組むには厳しい部分がありますが、そういう事業もございます。

7番(飯岡佐治雄君)

話は変わりますが、学校を出て勤めますよね。サラリーマンなり会社員。会社に勤めるときは、百姓にいう農機具は必要ないですよ。極端な話、弁当を一つ持っていけば1年間通せる。必要があれば通勤の車くらい。一番最初の費用はかからない。ところが、資料2の4ページ、水稻単一の生産方式に基づく資本装備、乾燥機など色々載っていますが、じゃあ俺、百姓をやるから整えましようと言うときに幾らくらかかるのか。思うに助成が無いと、現実的にやっていけないんじゃないかということが言いたかった。

議長(加茂重夫君)

私は専業でやっていますが、農機具全部で乾燥機、トラクター等、建物なしで3500万円以上です。それを10から15年サイクルでしていくから、毎年、購入費は250万円から270万円の資金が必要。この面積では、家族皆で生活できません。

7番(飯岡佐治雄君)

現実にやっていけないんじゃないかと言うのが頭に残る。農林課は色々、こう書いてもらって結構だが、県の基本方針がそうなっているから、ある程度かこつつけてと言うことになるんだけど、一旦決まると、このように決まっているので皆さんそうしなさいよとなる。

局長(大竹久範君)

ここに載っているのは、県が色々データを積み重ねて、標準的なものを作った。県は600万円、1経営体の所得、それを目標にしているわけですが、それを確保するためには、これくらいの設備、面積がいるだろうという指標でありまして、認定農業者を決めるときに、これによらなければならないという訳ではない、指標ということで考えていただければと思います。

7番(飯岡佐治雄君)

資料2の1ページの下の方に、加茂市の平場は400万円、山場は350万円となっているが、加茂市のサラリーマンの一般的なのがいくらでというその根拠が分かると農家のためになる。

局長(大竹久範君)

加茂市の所得がどうかということではなく、農家で生活していく他産業並みの所得を設定している。生活するためにはこれだけ必要なので、頑張っていきたいという金額です。

7番(飯岡佐治雄君)

局長(大竹久範君)

今はこうですという数字は有るのか。

それは調べてないです。あくまでも目標で、これくらいの金額がないと農家専業は厳しいということで目標設定がされており、そういう数字です。

7番(飯岡佐治雄君)	もう少し助成を考えてもらいたいと言うことで、以上です。
10番(吉村陽介君)	1ヶ所矛盾している。42号議案関係資料2の農業従事の態様等、4ページとか5ページで社会保険等の加入というのが有るが、社会保険に入ると農業委員会 の勧めている農業者年金に加入できなくなる。
局長(大竹久範君)	ここに書かれているのは、社会保険等ということで、怪我した時や、事故に合っ た時のために入りましょうという意味で、社会保険に入りましょうという意味ではな く、社会保障を確保できるようにやっていきたいと思います。
議長(加茂重夫君)	他にご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり)
議長(加茂重夫君)	ないようですので、農業委員による採決をいたします。 第42号議案について、同意するとして市長に回答書を提出することに賛成の 方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
議長(加茂重夫君)	挙手、全員でありますので第42号議案については同意するとして市長に回答 書を提出することに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前10時37分)
議長(加茂重夫君)	これより、報告案件をお願いいたします。 事務局の説明をお願いします。
局長(大竹久範君)	それでは、議案の5ページをお開きください。 報告第 1 号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ご説明申し 上げます。 【報告第 1 号朗読】 説明は以上でございます。
議長(加茂重夫君)	事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり)
議長(加茂重夫君)	ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
議長(加茂重夫君)	次に、事務報告をお願いいたします。 令和 3 年5月28日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたしま す。 (事務報告) 【議案10ページ記載の事務報告案件について、各担当者、事務局から報告】
議長(加茂重夫君)	以上で事務報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
議長(加茂重夫君)	(「なし」の声あり) なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 13 回定期総会を終了いたします。
(閉会時刻: 午前 10 時 50 分閉会)

令和3年6月30日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

議長
加茂市農業委員会
会長代理

7 番 委 員

9 番 委 員
